無料の付帯サービス ＼こころとからだの健康サポート／

メディカルリリーフプラス

メディカルほっとコール24

（対象：被保険者とそのご家族）

24時間・年中無休で、健康・医療・介護・育児・メンタルヘルス等の幅広いご相談に応じます。

- 24時間電話健康相談サービス
- 専門医による電話相談（予約制）

メディカルソムリエ

（対象：被保険者）

医師や医療機関との提携ネットワークを活用し、お客さまの状況に合わせた選択肢を提案します。

- セカンドオピニオン手配サービス
- 受診手配サービス
- 「ドクターが薦める専門医」情報提供サービス

※このサービスは、ティーペック株式会社が提供します。
※各サービスには諸条件があります。
電話以外に、オンラインでサービスを利用できるWebサイトがあります。
くわしくは、マニュライフ生命ホームページ、または契約後、保険証券に同封のチラシもしくはマイページをご覧ください。

ご契約の検討・お申込みに際しては、次の資料をあわせてご覧ください。

重要事項のお知らせ（契約概要／注意喚起情報）　ご契約のしおり／約款

※契約者が法人となる場合は、次の資料もご覧ください。

法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと

金融機関を募集代理店とする場合のお客さまへのご説明事項

- この商品はマニュライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、預金保険制度の対象ではありません。
- この保険にご契約いただくか否かが、取扱金融機関におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 法令にもとづき、お客さまの「お勤め先」や「取扱金融機関への事業のための融資お申込み状況」により、取扱金融機関でお申込みいただけない場合があります。

くわしくは、生命保険募集人にご相談ください。

マニュライフ生命の担当者・募集代理店（生命保険募集人）は、お客さまとマニュライフ生命の保険契約締結の媒介を行う者です。保険契約締結の代理権はありません。したがって、契約はお客さまからのお申込みに対してマニュライフ生命が承諾したときに有効に成立します。
募集人の権限等の確認は、マニュライフ生命コールセンターまでご連絡ください。

募集代理店

引受保険会社

マニュライフ生命保険株式会社

コールセンター 0120-063-730
受付時間 9:00～17:00（土日祝・12/31～1/3は除く）
本社：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティタワー30階
ホームページ：www.manulife.co.jp

2026年4月版

MLJ(PTD)25121032(MGAI-660017-2609)

Manulife
マニュライフ生命

未来に受け渡す「あなたの想い」

マニュライフ生命のこだわり終身保険v2

こだわり終身保険v2

低解約返戻金型

商品パンフレット

タバコを吸わない方の
保険料率があります！

あなたは、未来に向けて どのような想いをお持ちですか?

家族に受け渡す

**「あなたの想い」を、
保険金としてお渡しします。**

保険金がのこされたご家族の生活を支えていきます。のこされるご家族へ感謝の気持ちをしっかり伝えることができます。

保険金の受取人を指定することで、お金に名前をつけることができます。のこすご自身の想いがきちんと反映されます。

未来の自分に受け渡す

**「あなたの想い」を、
解約返戻金としてお渡しします。**

だれでも不安のない未来を過ごしたいもの。
ご自身のセカンドライフの資金として解約返戻金を活用できます。

参照 解約のご注意事項については、P.3～4をご覧ください。

こだわり終身保険v2

低解約返戻金型

その想いを受け渡すための 4つの“こだわり”があります

ご負担の少ない

保険料

P.3、P.7をご覧ください。

ライフプランに合わせて選べる

保険料払込期間

P.3、P.9をご覧ください。

続けるほどおトク

解約返戻金

P.3～4をご覧ください。

ガン・急性心筋梗塞・脳卒中の不安に

特定疾病に備える

特定疾病保険料払込免除特則を適用した場合

P.5～6をご覧ください。

ご負担の少ない

保険料

保険料払込期間中の解約返戻金を低く抑えることで、保険料負担の軽減をはかっています。
非喫煙者保険料率（ノンスモーカー料率）もご用意しています。
「保険料を安くすること」にこだわった保険です。

ライフプランに合わせて選べる

保険料払込期間

保険料払込期間をさまざまな年数から設定できます。
- 20年・30年
- 35～70歳（5歳ごと）、80歳・90歳
- 終身払

※「特定疾病保険料払込免除特則：あり」とした場合、お取り扱いできない保険料払込期間があります。

続けるほどおトク

解約返戻金

保険料払込期間が終了したあと（保険料払込期間満了後）も契約を継続すると、多くの場合、解約返戻金は払込保険料の合計額を上回ります。

ガン・急性心筋梗塞・脳卒中の不安に

特定疾病に備える

特定疾病保険料払込免除特則を適用した場合

保険料払込期間中に所定の状態になったとき、以後の保険料の払い込みが免除されます。

参照 P.5～6をご覧ください。

ご契約例

- 主契約：無配当終身保険Ⅱ型（低解約返戻金特則付）
- 被保険者：30歳・男性
- 死亡・高度障害保険金額：1,000万円
- 保険期間：終身
- 保険料払込期間：60歳満了
- 特定疾病保険料払込免除特則：あり
- 特約：なし
- 保険料払込方法：口振扱月払
- 保険料率：非喫煙者保険料率

［イメージ図］

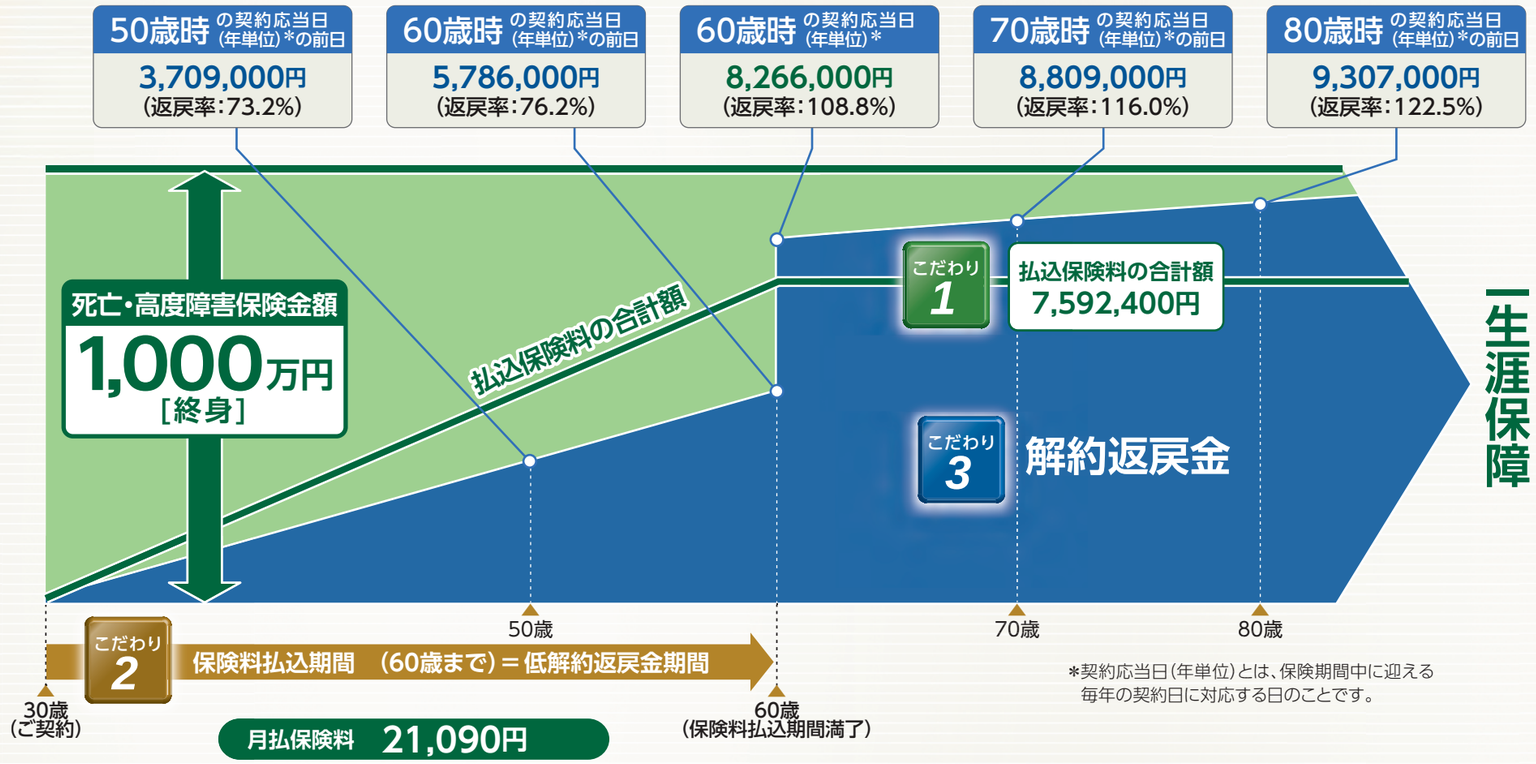

*契約応当日（年単位）とは、保険期間中に迎える毎年の契約日に対応する日のことです。

［解約返戻金額・払込保険料の合計額・返戻率の推移］

非喫煙者保険料率：月払保険料21,090円			
経過年数	払込保険料の合計額	解約返戻金額	返戻率
10年	2,530,800円	1,787,000円	70.6%
20年	5,061,600円	3,709,000円	73.2%
30年	7,592,400円	5,786,000円	76.2%
40年	7,592,400円	8,809,000円	116.0%

[参考] 標準保険料率：月払保険料22,410円			
経過年数	払込保険料の合計額	解約返戻金額	返戻率
10年	2,689,200円	1,874,000円	69.6%
20年	5,378,400円	3,866,000円	71.8%
30年	8,067,600円	6,007,000円	74.4%
40年	8,067,600円	9,075,000円	112.4%

※表の数値は、経過年数の末日における数字です。

- 解約返戻金は、保険の種類・ご契約年齢・性別・経過年数などによっても異なりますが、特に、ご契約後短期間ではまったくないか、あってもごくわずかです。
- 解約されたときの解約返戻金 料払込期間中の解約返戻金は低解約返戻金特則を適用していない場合の水準となります。終身払の場合、低解約返戻金期間が一生涯継続します。
- 低解約返戻金特則により、保険 70%（低解約返戻金割合）の 消滅します。
- 解約された場合、以後の保障は 確認ください。

※くわしくは、設計書などでご

※このページに表示している「解約返戻金額」「払込保険料の合計額」「返戻率」などの数値は、ご契約時の契約内容が表示の経過年数に達するまで変更なく継続したものとして算出しています。
「返戻率」については、小数第2位を切捨てして表示しています。

特定疾病保険料払込免除特則

特定疾病で所定の状態になったとき、以後の保険料はいただきません。

ご契約時に特定疾病保険料払込免除特則を適用した場合、被保険者が保険料払込期間中に特定疾病（ガン・急性心筋梗塞・脳卒中）で所定の状態になったとき、それ以後の保険料の払い込みを免除します。

対象となる特定疾病

「特定疾病による所定の状態」とは？

悪性新生物（ガン）	ガン責任開始日*1以後に、ガン責任開始日前を含めて初めてガンに罹患したと医師によって診断確定されたとき ※「上皮内ガン」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガン」は保険料払込免除の対象となりません。
急性心筋梗塞	急性心筋梗塞を発病し、初めて医師の診療を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態*2が継続したと医師によって診断されたとき
脳卒中	脳卒中を発病し、初めて医師の診療を受けた日から60日以上、言語障害・運動失調・麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき

*1「ガン責任開始日」とは、責任開始期の属する日からその日を含めて91日目をいいます。
*2 軽い家事などの軽労働や事務などの座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態

払い込みが不要となった場合、解約返戻金が増加します。

保険料払込期間中に払込免除になった場合は、その払込免除事由の発生時に一時に保険料の払い込みがあったものとしてお取り扱いします（以後の解約返戻金額は低解約返戻金割合を用いず計算します）。

⚠ 主契約に特別な条件をつけてご契約をお引き受けする場合、この特則を適用することはできません。

特定疾病で所定の状態に該当し、払込免除になった場合・払込免除にならなかった場合の比較（3～4ページのご契約例の場合）

［イメージ図］

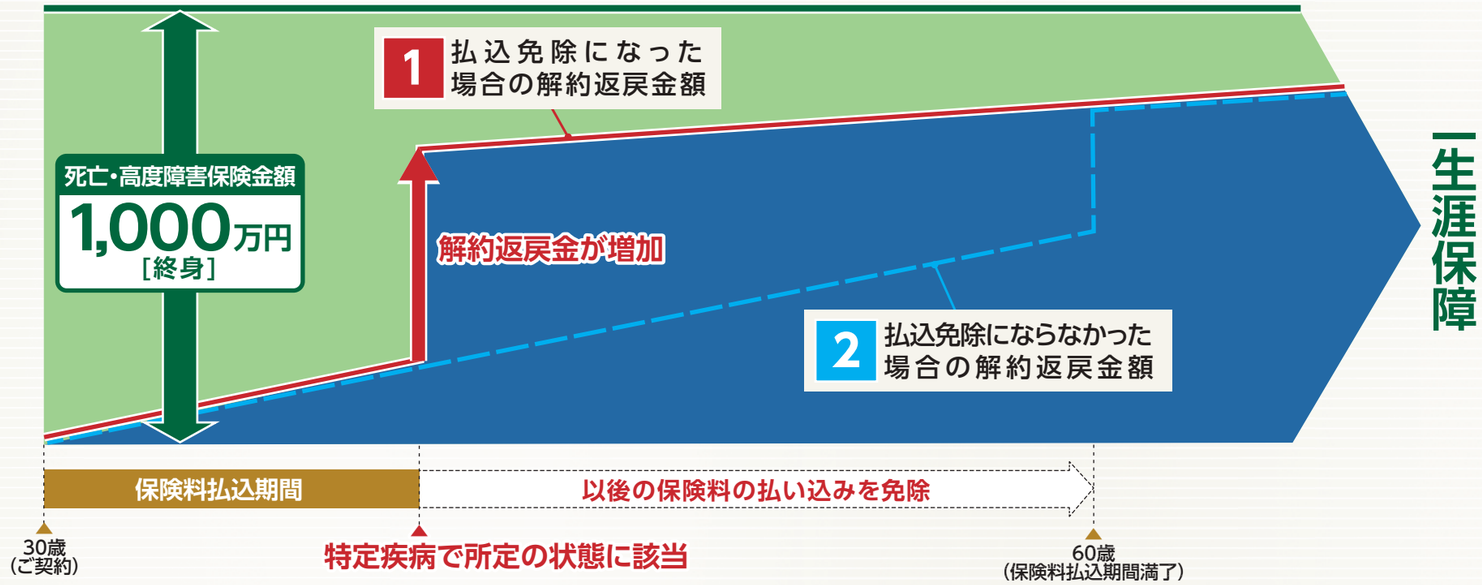

［比較表］

経過年数	被保険者満年齢	1 払込免除になった場合の解約返戻金額	2 払込免除にならなかった場合の解約返戻金額
5年	35歳	6,942,000円	788,000円
10年	40歳	7,194,000円	1,787,000円
15年	45歳	7,453,000円	2,731,000円
20年	50歳	7,717,000円	3,709,000円
25年	55歳	7,987,000円	4,726,000円

※右表は、各経過年数時において払込免除になった場合と、ならなかった場合における解約返戻金額を表示しています。
右表の数値は、経過年数の末日におけるものです。ご契約時の契約内容が表示の経過年数に達するまで変更なく継続したものとして算出しています。

特定疾病保険料払込免除特則のあり・なしにかかわらず、「不慮の事故により180日以内に所定の身体障害状態に該当した場合」には以後の保険料はいただきません。

※「特定疾病保険料払込免除特則」によって保険料の払込免除事由に該当した場合とは異なり、解約返戻金額は保険料の払込免除がなかった場合と同様に推移します。

参照 保険料の払込免除事由についてくわしくは、「ご契約のしおり／約款」をご覧ください。

非喫煙者保険料率

非喫煙者保険料率が適用されると、保険料が割安になります。

ご契約例

- 死亡・高度障害保険金額：1,000万円
- 保険期間：終身
- 保険料払込期間：30年満了
- 特定疾病保険料払込免除特則：あり
- 特約：なし
- 保険料払込方法：口振扱月払

30歳・男性の場合の月払保険料例

標準保険料率		非喫煙者保険料率
月払保険料 22,410円	保険料が 約5.8%ダウン	月払保険料 21,090円
払込保険料の合計額 8,067,600円	月々 ： △1,320円 合計額 ：△475,200円	払込保険料の合計額 7,592,400円

契約年齢別・男女別保険料例（上記ご契約例の場合）

標準保険料率

男性

契約年齢	月払保険料	払込保険料の合計額
20歳	20,160円	7,257,600円
30歳	22,410円	8,067,600円
40歳	27,030円	9,730,800円

女性

契約年齢	月払保険料	払込保険料の合計額
20歳	19,800円	7,128,000円
30歳	22,160円	7,977,600円
40歳	25,840円	9,302,400円

非喫煙者保険料率

男性

契約年齢	月払保険料	払込保険料の合計額
20歳	19,150円	6,894,000円
30歳	21,090円	7,592,400円
40歳	24,950円	8,982,000円

女性

契約年齢	月払保険料	払込保険料の合計額
20歳	18,770円	6,757,200円
30歳	20,880円	7,516,800円
40歳	24,160円	8,697,600円

※払込保険料の合計額の数値は、ご契約時の契約内容が保険料払込期間満了に達するまで変更なく継続したものとして算出しています。

非喫煙者保険料率が適用される条件	●過去1年以内に喫煙していないことなどの告知 ●マニュライフ生命所定の検査の実施 ※所定の検査の結果などによっては、非喫煙者保険料率でのご契約をお引き受けできない場合があります。

ご確認ください

■保険金のお支払いについて

被保険者が責任開始期以後に次の支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。
保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。

支払事由	保険金	受取人
死亡したとき	死亡保険金	死亡保険金受取人
傷害または疾病により所定の高度障害状態になったとき	高度障害保険金	被保険者*

*契約者が法人で、かつ死亡保険金受取人の場合には、高度障害保険金の受取人は契約者とします。

■特約・特則

ニーズに合わせ、保障をさらに手厚く

●特定疾病に対する備え

特定疾病保険料払込免除特則

特定疾病で所定の状態になったとき、その後の保険料のお払い込みが免除されます。

参照 P.5～6をご覧ください。

●不慮の事故による死亡・高度障害状態の保障

無配当新災害割増特約

こんなときにお支払いします
- 不慮の事故により180日以内に死亡・高度障害状態になったとき
- 感染症により死亡・高度障害状態になったとき

●余命6か月以内に対する保険金などの前払い

リビング・ニーズ特約

被保険者の余命が6か月以内と判断されたときに、保険金の一部もしくは全部を受け取ることができる特約です。

その他の特約

●指定代理請求特約

被保険者が受取人となる保険金などについて、被保険者自身が請求できない所定の事情がある場合、受取人に代わり、あらかじめご指定いただいた指定代理請求人が保険金などを請求できる特約です。

●無配当年金特約

保険金を確定年金でお受け取りいただけます。

●無配当年金支払移行特約

保険料払込期間満了後に、死亡保険にかえて主契約の責任準備金などを確定年金でお受け取りいただけます。

参照 支払事由やお支払いできない場合などについて、くわしくは「重要事項のお知らせ（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり／約款」をご確認ください。

ご確認ください

■保険金額など

種類	最低保険金額	最高保険金額*	保険金額単位	最低保険料（特約保険料含む）
無配当終身保険Ⅱ型（主契約）	200万円	7億円	10万円	月払 ・・・・・3,000円 半年払 ・・ 17,000円 年払 ・・・ 35,000円
無配当新災害割増特約	100万円	主契約の死亡保険金の1.0倍、または1億円のうち低い金額		

＊マニュライフ生命の他の保険契約と通算します。また、告知（診査）の内容または被保険者のご契約年齢・ご職業などにより、契約をお引き受けできなかったり、保険金額を制限させていただく場合があります。

■保険料払込期間・契約年齢範囲

主 契 約

保険料払込期間		特定疾病保険料払込免除特則　なし		特定疾病保険料払込免除特則　あり	
		非喫煙者保険料率	標準保険料率	非喫煙者保険料率	標準保険料率
短期払	20年	20～70歳	0～70歳	20～50歳	16～50歳
	30年	20～60歳	0～60歳	20～40歳	16～40歳
	35・40・45・50・55・60・65・70歳満了	20歳～ 保険料払込満了時年齢 －10歳	0歳～ 保険料払込満了時年齢 －10歳	20歳～ 保険料払込満了時年齢 －10歳	16歳～ 保険料払込満了時年齢 －10歳
	80・90歳満了	20歳～ 保険料払込満了時年齢 －10歳	0歳～ 保険料払込満了時年齢 －10歳	取り扱いなし	
終身払	終身	20～90歳	0～90歳	20～70歳	16～70歳

無配当新災害割増特約

保険料払込期間	特定疾病保険料払込免除特則　なし		特定疾病保険料払込免除特則　あり	
	非喫煙者保険料率	標準保険料率	非喫煙者保険料率	標準保険料率
主契約の保険料払込期間と同じ*	20～80歳	4～80歳	取り扱いなし	

＊主契約が終身払のときは90歳とします。

■保険期間・保険料払込方法

保険期間	終身
保険料払込方法（回数）	月払・半年払・年払
保険料払込方法（経路）*1	クレジットカード扱（月払）*2 口座振替扱（月払・半年払・年払）、振込扱（半年払・年払） 団体扱（月払）

＊1 保険料払込方法（経路）による保険料の割引は行っておりません。また、団体扱は勤務先などの団体とマニュライフ生命が団体扱契約を締結する必要があります。
＊2 契約者が法人の場合は、クレジットカード扱はお取り扱いできません。

■クーリング・オフ制度

ご契約のお申し込みの撤回やご契約の解除（クーリング・オフ）ができます。

※以下の場合などには、ご契約のお申し込みの撤回やご契約の解除はできません。
- 医師による診査の後
- 契約者が法人の場合

参照 くわしくは「重要事項のお知らせ（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり／約款」をご覧ください。